

一般社団法人岩手ふれあいチャグファームが農地を借り受ける場合の 貸借の基本的ルール(R8.5.29)

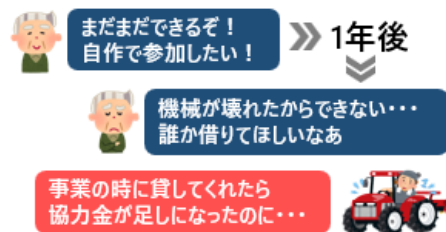
【1】 中間管理事業に自作(借受)で参加した方へ

牧野林地区では令和6年度に地域ぐるみで農地中間管理事業に取り組み、地域集積協力金の交付を受けました。最近、自作(借受)で参加した方から「耕作をやめたい」との相談が増えてきました。市の事業説明にもありましたが、6年以内に耕作をやめるときは、作業委託や賃借料を相殺するなど、協力金を受け取った受け手としてルールを守るようにしましょう。

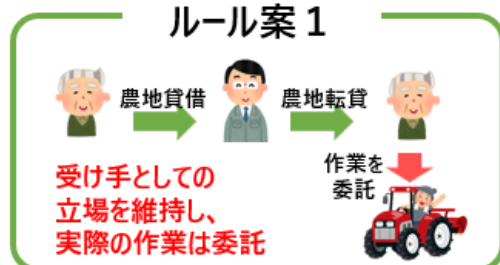
4-9 自作での参加の際のルールのご提案

- ◆誰にでも 万が一 はあります。
その時のための担い手法人を創ります。
- ◆ただし、自作者として参加する場合は、
協力金を受け取る受け手としての責任も意識しましょう。
- ◆6年以内に自作をやめる時はルールにのって行動しましょう。
※集約化促進のための利用調整は除きます。

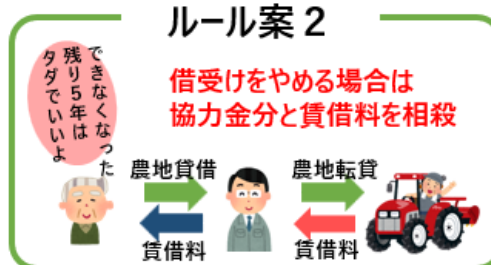
自作で参加の課題



ルール案 1



ルール案 2



【2】 新たに法人が借り受ける場合の要件

	内容
賃借料	① 下記の農地ランク表を参考として所有者と法人の協議により定める。 ② 賃借料は農地バンクを経由し支払う。
水代	原則、所有者負担とする。
畦畔の草刈	裏面の農地ランク表を参考とする。

農地ランク表

◎このルールは実績や情勢を踏まえて毎年見直しを行う。

	農地の状況	賃借料の目安（10a）	
			法人で草刈をする場合※
A	・持続作付けしていた農地で周囲の草刈り（畦畔など）は所有者が実施する農地	6,000 円	2,000 円
B	・耕作できる状況まで復旧に時間・費用を要する農地	0 円	所有者と協議する
C	・著しく荒廃地、法面の多い農地	所有者と整備費等を協議する	

※10a 畦畔 1 回あたり 1,000 円 年 4 回実施を基本とする。

【お願い】

持続作付けしていたとされる農地であっても、現地の状況を法人が確認できない場合は、農地ランクをBとさせていただきますことを予めご了承願います。